大阪市からの注意事項（制度について）

１　制度の運用

・小児慢性特定疾病医療費助成制度は、児童福祉法に基づいて国により定められた基準に適合するかどうかで判断される義務的な性格をもつ制度です。

都道府県等が恣意的に適否を決められるものではありません。

・助成制度の所管は、原則として対象となる児童の保護者または成年患者（申請者）が住居を有する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）となります。

・指定医療機関の指定については、医療機関が所在する都道府県等が行います。

２　指定医の届出

・指定医の指定については、その指定医が意見書の作成を行う主たる医療機関が所在する都道府県等が指定を行います。

　・指定医の氏名、居住地、生年月日、連絡先、医籍の登録番号及び登録年月日、主たる勤務先の医療機関に変更があった場合、大阪市へ変更の届出が必要です。

３　指定医資格の更新等

・指定医の指定有効期間は5年間以内となっています。大阪市から送付する指定通知書に記載されている有効期間の経過後は、指定医資格は無効となりますので、期間内に更新申請を行う必要があります。

【大阪府内の制度所管自治体】

都道府県：大阪府(※)

指定都市：大阪市・堺市

中 核 市：豊中市・東大阪市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市

※医療機関の所在地が指定都市及び中核市以外の場合は、大阪府に申請を行ってください。